

「定期性貯金共通規定」(ひな形) 変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>1. 〱 (省 略)</p> <p>10.</p> <p>11. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)</u></p> <p>② <u>貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)</u></p> <p><u>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</u></p> <p><u>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p> <p>③ <u>貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</u></p> <p>④ <u>貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</u></p> <p><u>ただし、積立式定期貯金、定期積金および通知貯金については、積立式定期貯金規定第5条、定期積金規定第10条および通知貯金規定第3条を適用する。</u></p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p><u>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>第11条に掲げる異動が最後にあった日</u></p>	<p>1. 〱 (同 左)</p> <p>10.</p> <p><u>(追 加)</u></p>

新	旧
<p><u>② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p><u>③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。</u></p> <p><u>④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p><u>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日）</u></p> <p><u>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p><u>A 第11条に掲げる異動事由</u></p> <p><u>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。</u></p> <p><u>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと</u> <u>当該支払停止が解除された日</u></p>	

新	旧
<p>④ <u>この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと</u> <u>当該手続が終了した日</u></p> <p>⑤ <u>法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）</u> <u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</u></p> <p><u>ただし、積立式定期貯金、定期積金および通知貯金については、積立式定期貯金規定第6条、定期積金規定第11条および通知貯金規定第4条を適用する。</u></p> <p>13. <u>（休眠預金等代替金に関する取扱い）</u></p> <p>(1) <u>この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p>① <u>この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払</u></p>	

新	旧
<p><u>等業務の委託を受けていること</u></p> <p><u>② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p><u>(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。</u></p> <p><u>14.</u> (省 略) 以 上 (平成29年12月29日現在)</p>	<p>11. (同 左) 以 上 (平成25年3月1日現在)</p>